

レクリエーション傷害保険

●レクリエーション傷害保険のおすすめ●

体力づくりの推進や地域の活性化、また、企業・団体等において親睦を深める目的から、歩こう会、マラソン大会、町内対抗野球大会、あるいは会社や団体の合同運動会など各種レクリエーション行事が盛んになっていますが、いざという時の備えは万全ですか？

レクリエーション行事の事故には、運動会での骨折、お祭りのやぐらからの転落によるケガ、あるいは町内清掃中の交通事故などさまざまなものがあり、行事参加中の事故は少なくありません。

●レクリエーション傷害保険の特色●

～レクリエーション行事参加中の事故を補償いたします～

集合してから解散するまで、レクリエーション行事参加中の傷害事故を補償します。
 なお、特約をセットすることによって、その行事に参加するため所定の集合・解散場所と参加者の住居との通常の経路を往復中に被ったケガについても、補償することができる場合がございますので、詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

●レクリエーション傷害保険と補償内容●

I. レクリエーション傷害保険とは

レクリエーション傷害保険とは、会社、団体、愛好会、町内会などが主催する、野球大会、運動会、町内清掃から祭礼行事など様々なレクリエーション行事（レクリエーションの種目については次項の一覧表をご参照ください。）参加中にケガをしたり、そのケガがもとで死亡された場合に、保険金をお支払いするレクリエーション行事参加者のための傷害保険です。

○ご注意

- 参加者が1日につき20名以上であることが必要です。
- 死亡・後遺障害保険金額は1,000万円以内、入院保険金日額は7,500円以内、通院保険金日額は5,000円以内で設定をお願いします（ただし、入院保険金日額は、死亡・後遺障害保険金額の1000分の1.5以内、通院保険金日額は入院保険金日額の3分の2以内の金額設定となります。なお、空手競技等については、別途保険金額の制限がありますので、詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。）。
- 参加者名簿の備え付けが必要です。
- 宿泊を伴う行事（合宿・キャンプ等）は対象外です。
- 行事参加者の職業として行われる行事（報酬を伴う行事（交通費・弁当代程度の支給がある場合は含みません））は対象外です。

II. 補償内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日が限度となります。
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため手術（注1）を受けられた場合に、入院保険金日額の5倍、10倍（注2）をお支払いします。ただし、1事故につき事故発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 （注1）公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術および先進医療に該当する手術が対象となります。ただし、①創傷処理②皮膚切開術③デブリードマン④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術⑤抜歯手術を除きます。
通院保険金	事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）（注）された場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて90日間を限度とします。 （注）通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガにより弊社で定める所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着したときは、その日数についても通院したものとみなします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の申込人や行事参加者・保険金受取人の故意によるケガ
 - 行事参加者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ
 - 行事参加者の脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ
 - 行事参加者の無免許運転または酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中の事故によるケガ
 - 地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によるケガ
 - 頸(けい)部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ※次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除し保険金の全部または一部をお支払いいたしません。
- 保険の申込人や行事参加者・保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、保険金の請求について詐欺を行った場合 など

（注）詳細は「ご契約のしおり」等をご確認ください。

●レクリエーション行事の種目●

この保険の対象となるレクリエーション行事の主な種目は次のとおりです。

行事の危険区分	レクリエーション行事の種目（主な例）
危険の少ない行事（A料率）	園児のゆうぎ会、エイサー、遠足（日帰り）応援、慰霊祭、クリスマス会（保育園、幼稚園主催）、ゴルフ、ゲートボール、海岸清掃、海水浴、見学会（工場、公共施設、展覧会、スポーツ、○○ショー、美術館等）、講演会、工芸、健康診断、敬老会（演劇、カラオケ程度のもの）、コンサート、学園祭（模擬店、フォークダンス程度のもの）、水泳（遠泳を含む）、潮干狩り、ソフトボール、ドッチボール、テニス、ダンスパーティー、町内清掃、入学式・入園式等の式典、バレーボール、バドミントン、パレード（徒歩によるもの）、ボウリング、盆踊り、バーベキュー、ラジオ体操、料理教室等
危険のやや大きい行事（B料率）	運動会、ウィンドサーフィン、剣道、キャンプ（日帰り）、サイクリング、ジョギング、水球、船上パーティー、消火訓練、軟式野球（準硬式を含む）、体操（床運動、鞍馬、つり輪、跳馬、鉄棒、平行棒、段違い平行棒、平均台等）、ハンドボール、マラソン、野球教室（実技を伴う場合）、遊覧船、ヨット教室、トライアスロン（水泳、自転車、マラソンの競争）、バスケット、陸上競技（短距離、中距離、長距離、競歩、走り幅跳び、三段跳び、砲丸投げ、円盤投げ、やり投等
危険の大きい行事（C料率）	サッカー（ビーチサッカー、フットサルを含む）、柔道、相撲、空手（防具あり、寸止め）日本拳法、ボクシング、レスリング、ツーリング（自動車）、自動車試乗会、ラグビー、硬式野球、水上スキー、ウェイクボード、サーフィン、ボディボード、ドラゴンボート（モーターボート等で引っ張ってもらうボート）、カヌー競漕（ハーリー含む）・カヤック※等 ※カヌー競漕（ハーリー含む）・カヤックに関しては川や池、港湾内（防波堤内）に限ります。
お引受けできない行事	ジェットスキー操縦、船を使用して行う釣り、川下り（観光用以外）、自転車モトクロス、スポーツクライミング（フリークライミング）、遊覧ヘリコプター、ヨットレース、船を使用して行うシュノーケリング・スキューバダイビング等

※上記に記載のないレクリエーション行事の種目については、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

●万が一事故が発生したときは●

○すぐに取扱代理店または弊社事故受付センター窓口（下記参照）にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡がない場合、保険金のお支払いが遅れることやお支払いができない場合がありますのでご注意ください。

○代理請求人制度について

代理請求人制度とは、保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）が、保険金のお支払対象となる傷害を被り、保険金をご請求される前に、重度の障害により保険金の請求ができなくなってしまった等の特別な事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合には、当会社の承認を得て、所定の方が被保険者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として保険金のご請求が可能となる制度です。また、本制度については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

代理請求できる方の範囲は次のとおりです。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- ② 被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合）
- ③ 上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族（上記①、②の方がいない場合または上記①、②の方に保険金を請求できない事情がある場合）

●その他ご注意いただきたいこと●

○保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。

○ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。

○この保険は保険期間が1年以内のご契約のため、ご契約のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

○損害保険制度が健全に運営され、保険金のお支払いが正しく確実に行われるよう、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

○引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

○保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご確認ください。

このパンフレットは「レクリエーション傷害保険（普通傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約セット）」の概要を説明したものです。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。


弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは

万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

お客さま相談センター	
受付時間：平日の午前9:00～午後5:00 （土日・祝日、および12/31～1/3を除きます）	

事故受付センター	
受付時間：平日の午前9:00～午後5:00	
TEL 098-869-3119	

お問い合わせ・ご相談	 0120-671-071
ご不満・ご意見・ご要望	 0120-331-308

受付時間：平日夜間（午後5:00～翌朝9:00）土日・祝日、および12/31～1/3	 0120-091-161（通話料無料）
--	--

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター ナビダイヤル 0570-022808（通話料有料）

受付時間：午前9:15～午後5:00（土日・祝日、および12/30～1/4を除きます。）

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp>）

—この島の損保—

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

<ホームページアドレス> <<http://www.daidokasai.co.jp/>>

●お申し込み・お問い合わせは